

## 2004年度学習院大学史学会総会

### 第20回学習院大学史学会大会

期日：2004年6月5日(土)

会場：学習院大学百周年記念会館

#### ●プログラム：

- ・研究報告 9:30～11:30

第1部 9:30～10:30

##### 【第1会議室】

「関東申次西園寺氏の位置—鎌倉後期の朝幕訴訟移管と関東申次」

学習院大学大学院博士後期課程 甲斐 玄洋氏

##### 【第2会議室】

「源氏任官に関する基礎的考察—親王任国との比較を中心に—」

学習院大学大学院博士後期課程 川合 奈美氏

第2部 10:30～11:30

##### 【第1会議室】

「趙国兵器の基礎的考察」

学習院大学大学院博士後期課程 下田 誠氏

##### 【第2会議室】

「奢安の乱と明代烏蒙山土司地域」

学習院大学大学院博士後期課程 野本 敬氏

第3部 14:00～15:00

##### 【第1会議室】

「二世紀のローマ政府のキリスト教政策」

学習院大学大学院博士後期課程 秋山 由加氏

##### 【第2会議室】

「日常史・生活史・奉公人—オーストリア農村史の一断面—」

前学習院大学文学部史学科助手 後藤 秀和氏

・総会 12:30～13:30 【小講堂】

・シンポジウム 「歴史と環境—人と自然の関係史」  
13:50～18:00 【小講堂】

司会：

流通経済大学教授 原 宗子氏

基調講演：

「歴史と環境」

元学習院大学文学部教授 堀越 孝一氏

個別報告：

「中国古代の山林藪澤—人間は自然環境をどう見たか—」

学習院大学東洋文化研究所助手 村松 弘一氏

「環境史・災害史からみた古代東国の村落と民衆」

埼玉県立博物館主任学芸員 宮瀧 交二氏

「世紀転換期ドイツの都市とガルテン—近代都市における身近な自然環境の変容—」

元学術振興会研究員 穂鷹 知美氏

コメンテーター：

信州農村開発史研究所主任研究員 斎藤 洋一氏

・懇親会 18:00～20:00 【第1～3会議室】

## ●研究報告要旨：

「関東申次西園寺氏の位置—鎌倉後期の朝幕訴訟移管と関東申次」

甲斐 玄洋氏

関東申次西園寺氏に関する研究には、その政治的位置づけを評価するものと、朝幕交渉の実態解明の中で言及するものがある。前者には、同氏を朝幕交渉独占者・権力者とするものと、関東申次の形骸化を説き権力者でないとするものの、二つの相反する評価がある。後者には、朝幕間の交渉文書の伝達方式や本所一円地内での訴訟をめぐる交渉といった朝幕交渉の実態を分析し、同氏を交渉の仲介者と確認するものである。これらの先行研究では、西園寺氏がどのような案件の朝幕交渉に関わり、いかなる機能を果たしたのかは未解明である。また、同氏の位置づけをめぐる評価と朝幕交渉の実態研究の成果を整合的に解釈する必要がある。よって、これらの問題点を解明し、朝幕関係構造の一端を把握しようとするのが本報告の目的である。

まず、いかなる案件の朝幕交渉に西園寺氏が関わったのかを明らかにする。先行研究によれば朝幕間の文書伝達には西園寺氏に関わる。そして、文書伝達により行なわれた交渉のほとんどは、訴訟関連事項を案件とする《訴訟処理交渉》である。つまり、西園寺氏は《訴訟処理交渉》に関わっている。ここで、《皇位関連交渉》と西園寺氏に関わり方と確認してみる。すると、治天の君や治天の君以外の院（非治天の院）などは、多くの場合、幕府へ近臣を派遣して交渉している。つまり、同時期に行なわれた朝幕交渉でありながら、西園寺氏は《皇位関連交渉》には関与せず、《訴訟関連交渉》では必ず関与しているのである。よって、西園寺氏は《訴訟関連交渉》に、朝廷側と幕府との交渉仲介者として関与していたことが明らかである。

では、西園寺氏は《訴訟関連交渉》に関与することでいかなる機能を果たしたのであろうか。《訴訟関連交渉》の内実は、朝廷側が訴訟処理を行なう際に、何らかの処理行為の実施を幕府へ要請し行なわせる（便宜的に訴訟の移管と呼ぶ）ものである。つまり、西園寺氏は朝廷側から幕府へ訴訟を移管する機能を果たしていたといえる。ところで、鎌倉後期の朝廷には、その主体たる治天の君以外の院（非治天の院）が複数存在した。朝廷側から幕府への訴訟の移管事例を検討すれば、治天の君のみでなく非治天の院も訴訟の移管を行なっていたことがわかる。それは、治天の君を通さない独自のもので、一般本所が幕府へ訴訟を持ち込む場合とは異なり、かつ必ず西園寺氏を通すという点で、治天の君と同様な方式をとっている。つまり、治天の君・非治天の院はいずれも幕府へ訴訟移管を行なうことができ、それらの移管を独占的に仲介するのが西園寺氏の機能であったのである。

さて、このような西園寺氏の位置はどのように形成され、維持されたのか。ここで注意すべきことは、西園寺氏を仲介とする朝廷側（院）と幕府の交渉方式に固執した

のが幕府であったことである。院は《皇位関連交渉》では西園寺氏を外した形で交渉を行なう傾向にあった。にもかかわらず《訴訟関連交渉》では西園寺氏を用いたのは、幕府側の受け入れ態勢に起因したと考えられる。これは、鎌倉後期、朝廷と連携した訴訟処理体制の充実を図る幕府が、朝廷より訴訟を移管される手続き中に、西園寺氏を仲介者として位置づけたためと考えられる。つまり、西園寺氏の機能とは、幕府が院からの訴訟移管を受け付ける窓口であったと見られる。

以上に見た西園寺氏の位置は、幕府の主導によって規定化されたものであり、朝廷内での同氏の政治・制度的地位の浮沈とは無関係なものである。訴訟処理が重要な政治案件であり、朝幕連携しての処理体制が構築されていく中で、同氏は、一方では朝廷訴訟研究において指摘されるような地位低下にありながらも、他方では朝廷側が訴訟処理に関して幕府を作動させる以上、欠かすことのできない重要な位置にあったのである。そして、このように同氏を位置づけた朝幕関係の構造は、次のようにまとめられるのではないか。治天の君と非治天の院は、皇統分裂という状況下で、同様に訴訟処理を行ないえた。その訴訟処理に際して幕府を作動させるには、西園寺氏を仲介とする必要があった。つまり、そうした院の所作のありようは、西園寺氏を通じて、幕府が規定していたといえる。

嵯峨天皇による賜姓源氏の創出により、九世紀には多くの一世源氏が活躍し、議政官に昇る者も出た。彼らはまた京官以外に、国司にもしばしば補任されている。

本報告では、いくつかの国に集中してみられる一世源氏の国司補任状況について検討する。天長年間に設定された親王任国（太守国）のように制度化されたものではないが、一世源氏の准任国ともいべき現象が九～十世紀初めにみられ、これを分析することは当該期の一世源氏の存在意義を理解することに繋がると考える。

天長三年（826）、清原夏野の奏上により親王任国は設定され、後世においても『官職秘抄』『職原鈔』において太守国は言及されている。一方、一世源氏の国司補任は、契機となる明確な施策もみえず、短期間の事象のためか後世における認識も無いようであるが、史料的初見は天長年間後半である。また湯本俊明氏により親王任国の設置目的として、嵯峨一世源氏が議政官に進出していくために八省卿のポストを空けた可能性が指摘されているため、一世源氏の議政官進出だけでなく、同時期に見える国司補任についても、親王への方策との関係が考えられよう。

一世源氏の国守補任の具体的な特徴として、①太守国が東国であるのに対し、東海道・東山道から北陸道・山陽道・南海道などの大国上国に多く任命されていること、②正任だけでなく権任も多いことの二点が挙げられる。九世紀前半における権任国司の任命理由については、京官に兼任させることで給与を地方財源から得るようにする側面と、左遷的な意味の任官という側面のあることが俣野好治氏等の先学により明らかにされている。八世紀以降の実例を検討すると、一世源氏の補任がみられる以前の権守は、大半が左降事例であり、一世源氏の権守任官は大きな転換期に当たっていることが推測される。また十世紀以降、参議の権守兼任（参議兼国）の恒例化について土田直鎮氏等の研究があるが、九世紀の一世源氏は、参議時代に国守・権守いずれも兼任しており、十世紀以降の参議の権守兼任慣例化への過渡期である可能性も指摘できる。参議兼国の対象国として後世認識された国々と一世源氏が多く補任する国々を比較すると重複国も多いことから、一世源氏が藤原氏を初めとする他氏族に、より近い扱いであったことが推定できる。

ただし、皇子女である一世源氏が臣籍降下の当初から一般の貴族と同様の扱いであったとは考えるわけではない。幼少期には源氏時服や月料等の日常品支給を受けており、国家に扶養されている身であったから、成人前の無品親王への時服・月料支給に準じた扱いであったと考えられる。つまり、皇子女としての一世源氏の性格・立場が実質的に変化する契機の一つは、成人後の出身叙位であるといえる。以上、基礎的考察に終始してしましたが、当初に上げた問題以外にも、他氏族の補任と異なり一世源氏のみ多く補任される国々（伊勢など）の特徴、国司としての実態、政治史的な視

点での整理、類似の傾向がある二世源氏の国司補任など、検討課題は依然多い。皇子  
女である親王と一世源氏は、とくに幼少期においては制度的にも対となる対応・対策  
が多いため、親王・一世源氏の双方比較を進めていくことで当該期の皇親形態の特質  
を捉えていくことを目指したい。

本報告は趙国兵器の整理と釈読・編年といった基礎作業を行う。その目的は戦国趙国の権力構造の特質理解に資すると考えるからである。

戦国三晋諸国の銅兵器の国別特質・編年に基礎を築いたのは黄盛璋氏である。黄氏の研究によって、三晋兵器の特徴が明らかになり、後学の指針となった。

戦国中後期の銅兵器には王の紀年のほか、鑄造監督者・実際の鑄造担当者の名を記録し、責任の所在を明確にした。その記録の形式や書かれた文字には、戦国各国にそれぞれ特徴があり、それを検討することによって、現在の私たちは器物の国別を判断できるようになった。

黄氏は趙国兵器を(1)相邦建信君監造の兵器、(2)相邦春平侯監造の兵器、(3)その他の相邦監造の兵器、(4)守相監造の兵器、(5)邯鄲及びその庫名を記す兵器、(6)趙令監造の兵器に分類し、さらに「王立事」兵器と趙都邯鄲以外の地方監造の兵器を紹介している。

筆者は同氏の研究に学びつつ、次の二点の理由から再び趙国兵器を取り上げることにした。一つは、黄氏以後の研究の進展と新たに公開された兵器の増加により、上記(1)・(2)の編年観を再検討する段階にあること、具体的には「元年」の紀年を持つ建信君鉞の紹介(済南博物館所蔵／于中航氏紹介)・武襄君鉞の新釈(河北省博物館蔵／呉振武氏釈読)・相邦司空馬鉞の公開(保利芸術博物館所蔵／李学勤氏釈読)などによって、建信君鉞を孝成王期に求めることは、再考を要している。とはいえ、張?氏・呉振武氏らが上海博物館所蔵の春平侯兵器を中心に偽物と判断することや、仮に李学勤・呉振武両氏の説によったとして、では建信君兵器と結びつけて理解されていた王三年(あるいは六年)韓熙戈をどのように理解するか、といった問題もあり、一筋縄にはいかない。本報告では、諸説の整理と釈読・編年作業を進め、一定の展望を見出したい。

もう一つは、従来の研究ではあまり注意されてこなかったことであるが、銅兵器に見える人名の特徴である。これまでも編年のために人名の対応関係に配慮されることはあったが、筆者は兵器の鑄造責任者に趙氏一族が多いことに注目した。さらに、韓氏一族の名も複数見え、三晋宗室の相互関係と影響力を見て取れる。

銅兵器銘文から知られる戦国後期の時代は、秦漢の国家・社会に展開する様々な要素が複雑に絡み合い、現出する時期にあたっている。趙国兵器は、同時代趙国のもつ社会の矛盾・対立の構造を読み解く上で、貴重な実物資料となりうることを論じていく。

## 「奢安の乱と明代烏蒙山土司地域」

野本 敬氏

十七世紀初頭、明朝末期の中国西南地方で起った反乱「奢安の乱」は、在地の異民族首長 - 土司を中心に西南地域全体を巻き込み、明朝支配を動揺させる大反乱となった。

反乱の主体である今日の四川・貴州・雲南三省連接地域を中心に勢力を持っていた土司たちは、今日の「少数民族」彝(イ)族の先民にあたとされている。明朝側の記録によれば、彼らは地域のなかで相互に対立しつつも外部の征服・統治に対しては連合して抵抗・反乱を繰り返した。これらの土司の分布を見ると、地理的には今日の烏蒙山山系の周辺地域を取り巻くように分布しており、かつ相互の系譜観念や婚姻関係、習俗や政治組織の存在などの共通点と、明朝の西南征服に対する連合・抵抗に見られる強固な連携関係とが見られる。よってこの地域が明朝初期において非漢族主体の社会による独自性の強い一地域として機能していたと見なせよう。

但しこれらの土司達は常に協力関係にあったわけではなく、明初征服戦争の際の一致した連携的抵抗以降はむしろ土司相互の内紛が顕在化し、王朝側はむしろ相互の調停を行っており、叛乱の規模・頻度とも低下して地域的連合は明示的ではなくなる。叛乱が再び増加・拡大傾向に転ずるのは土司の継承関係に関する内紛が頻発する明朝後半期に近づいてからであるが、その背景となる地域的性格は明初・明末とでは大きく異なるものとなっていた。

元来「土司制度」は王朝による直接統治が行えない地方で在地の異民族首長に自治的統治を承認する名目的支配の方策である。明朝は基本的には辺境での問題発生を避けるため土司社会には干渉しない方針であったが、実際は非公式に中国人の活動が行われていた形跡がある。例えば鉱山開発に関しては再三禁令が出ていたにも関わらず、土司統治地域付近でも私的採掘が後を絶たなかった記述があり、かつ明末には民間レベルで活動していた採掘集団の存在が伺える。また明朝の採木に伴う商人の活動は土司支配地域まで及ぶものであった。こうした活動は王朝支配とは異なるレベルで在地基層社会に漸進的に影響していったと考えられ、事実明末には土司政治組織の官職に漢人出身と見られる人間が確認されるほか、「奢安の乱」では反乱軍内部に在地の異民族以外の漢人商人や生員出身者を多数含んでいたことが明らかとなっている。

加えて王朝・土司間関係をみると、土司の継承に関わる内紛に際し、対立する勢力双方が明朝側の承認を求め、結果地方官との癒着関係が発生する状況が生まれた。また地方官のみならず、継承に関して漢人の関与が現れる事例も確認され、土司社会上層部と明朝とは次第に密接な関係を築きつつあった。土司の権力基盤も先に述べたとおり漢人をその内部に取り込むといった変化を生じた。土司側では王朝側の支持に応え採木の役を負担するなど協力的関係を維持したが、これは土司のみならず西南地域全体に大きな負担を強いるものでもあった。こうした土司上層部での間接統治を介した明朝との接近、また基層社会

での中国人の浸透により元来非漢族主体であった烏蒙山地域は従来の異民族地域連合とは異なる、異種混交的地域として再編成されていった。

よって土司のみならず地域の広範な階層を巻き込んだ「奢安の乱」は、こうした明朝支配下の土司社会の変化が集約的に表れたものと言える。同時に明代に土司上層部及び基層社会に生じた変化は、清朝雍正年間に至って改土帰流が実現する要件を一定程度まで準備したものともいえ、かつ今日の彝族の「少数民族」としての状況を準備した起点といえよう。

従来彝族研究では現在の民族範疇や省の地域概念を踏襲する傾向が強かったが、これまで必ずしも明示的には検討されてこなかった省を越えた「烏蒙山地域」の設定により、「民族集団」の形成、さらには一民族史にとどまらない「辺境」地域の歴史的過程を分析する可能性を提示するものである。

ローマ政府による初めてのキリスト教徒弾圧はタキトゥスとスエトニウスにより伝えられている紀元一世紀のネロ帝によるものであるが、ネロ帝がどのような法に基づきキリスト教徒を処罰したのか、また処罰の理由は何であったのかはわかっていない。キリスト教徒取扱いに関してローマ政府側が残した唯一の史料は、その後の二世紀初頭のトラヤヌス帝の勅答書である。これはビテュニア・ポントゥス州の属州総督である小プリニウスがキリスト教徒の取扱いに苦慮し、トラヤヌス帝に請訓した書簡に対しての皇帝から返書であるが、その中でもやはりキリスト教徒を処罰する理由は明らかにされていない。トラヤヌス帝は「キリスト教徒を探索してはならない」・「キリスト教徒である者はそれだけで処罰する」・「棄教者は釈放する」・「匿名の告発はとりあげない」というキリスト教徒取扱いについての四つの方針を打ちだしているが、キリスト教徒を処罰の対象としながら、探索を禁ずるとするのは非常に矛盾した政策であった。

二世紀のキリスト教徒弾圧の特徴は、弾圧の時期も場所も散発的に起きていたということである。さらにこの時期のキリスト教徒弾圧は大きく二つに類別することができ、一つはある都市民が個人的な憎悪や嫉妬などからキリスト教徒を告発して生じたもの、もう一つは都市の民衆が集団となって地方当局へキリスト教徒の処罰を要求しキリスト教徒を裁判にかけるものであり、比較的規模が大きいものが多い。

二世紀のキリスト教徒迫害事例と史料に残されている皇帝の勅書を比較検討することにより、二世紀を通して属州総督の独断によりトラヤヌス帝の原則を逸脱することはあっても、それはローマの中央政府の指示によるものではなく、トラヤヌス帝の打ち出した方針に変更を加えていなかったことが明らかとなる。

また177年に現在のリヨンで起こった「ルグドゥヌムの迫害」など、ほとんどの殉教事例は、その事件が起こった時期が地元の祭の開催などと重なっており、何らかの住民感情が高揚する特殊な要因が迫害の背景にあり、キリスト教徒の存在がその地域の騒乱をひき起こす原因となっていた。このため地方政府は地域の秩序を取り戻すためにキリスト教徒を処罰したのである。

トラヤヌス帝が「キリスト教徒は処罰すべきだが、探索してはならない」と非常に矛盾した政策を打ち出したのは、上記のように、キリスト教徒を処罰する必要があったのは、その地域の秩序が乱される恐れがある、もしくは乱された場合に限るためである。もしキリスト教徒を地域の秩序を乱す者であるために処罰すると定めてしまったならば、キリスト教徒を探索する動きが市民から生じ、かえって騒乱を招く危険性があった。このようなローマ政府の恐れは、「スッキリウム人の殉教」の中で、大都市カルタゴの近辺でキリスト教徒裁判が生じたときに、密室で裁判を行い、処罰の際に罪名を明らかにせず死刑に処したことをとってみても、総督が大都市カルタゴにキリスト教徒裁判が波及することを恐

れていたことがよくわかる。

これまで二世紀のローマ政府のキリスト教徒政策については、その一貫性について疑問がもたれ、いつどのように変更されたのかということに焦点があてられ討議されてきた。これは中央政府が政策変更していないにもかかわらず、各事例における地方総督のキリスト教徒に対する措置が大きく異なっていたことに起因する。各殉教例を比較検討することにより、ローマ中央政府と民衆の板ばさみであった地方総督は自分の治める地方の治安を維持することに重点をおいて行動しており、彼には自由裁量が大幅に認められていたのである。

本報告は①これまでヨーロッパの歴史家族研究をリードしてきたヴィーン・グループの史料・方法上の特徴について研究史を概観し、②中でも継続的に行われてきた民衆自叙伝の収集刊行活動に焦点を当て、③そうした日常生活史の新研究と既存の諸研究の成果を統合することでオーストリア農村の人的結合関係のあり方に一定の見通しを与えること、の三点を目的とした。

対抗宗教改革の一環としてカトリック教会によって行われた教区住民把握の強化は一種の人別帳を生み出した。特に一八・一九世紀に数多く残されている *Seelenbeschreibung* と呼ばれるこの史料は毎年、教区住民の氏名、年齢、宗派を家毎に調査したものであり、これを多年度に渡って結合させることで（発展サイクル分析）各家の人的構成の動態が把握された。血縁集団としての家族 *Familie* の構造把握から、共住者集団としての家共同体 *Hausgemeinschaft* 分析へと研究対象を拡大深化する方法が導かれたのである。

発展サイクル研究によって近代オーストリア社会は農村家共同体の中に大量の非血縁共住者すなわち奉公人を抱えていることが判明した。しかもこの奉公人集団はこれまで考えられてきたような、生涯地位移動のない社会階層としてではなく、通常十代半ばから始まり、一乃至二年毎に奉公先を替えながら農村内を移動し、二十代後半に結婚によってその地位を終える年齢階層として把握されるべきものとされた。

しかし統計的な史料に基づく研究のみでは奉公人とバウアー（≒「農場経営者」）との関係や心性を明らかにすることが出来ない。ここで一九八〇年代より始まった民衆自叙伝の収集活動が脚光を浴びる。一九五〇年代にまで奉公人が存在したからこそ、二〇世紀初頭に奉公人を経験した人々からの生活史記録が集められるというオーストリア固有の事情もあったが、研究者・メディア・民衆の結びつきによって現在も自叙伝シリーズの刊行が続けられている（既に五〇巻以上）。奉公期の具体的な生活状況が把握されるにつれ、バウアーの子弟と奉公人の間に労働組織における差がないこと、逆に性別・年齢経験別に細かい役割分業があることなどが明らかになった。また、婚外子を持つ奉公人と出身家族の関係などの側面もアプローチ可能となった。

もっとも史料の代表性、回想者が属す現在のコンテキストの「振り返り」への影響などの問題から、一九世紀後半から二〇世紀初頭のオーストリア社会を民衆自叙伝のみで再構成することには困難が伴うといえよう。P. クラマーの研究に示されているように、既存の研究方法や地域史料、特に町村議会議事録や学校・教会記録等との結合が今後さらに必要となる。

報告では自叙伝と人別帳研究、既存の社会史研究の成果の結合による一試論として、以下のような農村位階上昇モデルを提示した。モデルはオーバーエスタライヒ州やサルツブルク州の奉公人比率の比較的高い地域を対象として想定している。小バウアーやホイストラ

一（農村下層民）の子供たちは奉公人となって農村内の大bauer・小bauerの農場を環流し労働力の過不足を調整する。例えば小bauer同士では子供が小さいときは他家から奉公人を雇い、子供が成長するにつれて奉公人を他家に送るのである。労働組織における位階を上昇し、経験と賃金を蓄積した奉公人は最終的に独立世帯を形成する。その方法は①夫婦のどちらかが死亡した農場に再婚相手として入る②出身農場を相続する③自己資産に見合った土地家屋を購入しホイスラーとなる、などである。いずれも婚姻が伴う。一方、少数ではあるが生涯奉公人の地位にある人々も存在した。独立世帯を形成するに足る経験と資力を得る以前の婚姻は共同体に許容されないが、性行動自体は規制されず、未婚の奉公人が婚外子を出産する例が数多く生じた。奉公先での子供の養育が認められない奉公人は、里親を探して子供を預け、養育費を支払う必要が生じる。本来独立に向けて蓄積すべき賃金が養育費に充当されること、婚外子を持つことによって位階に見合った奉公先を選べないことなどから共同体内での位階上昇の道が閉ざされ、生涯奉公人となるのである。クラマーの研究によればアインレーガー（共同体生活保護者）の九割以上が老境に入った独身奉公人であったという。

本モデルについては事例研究による検証と修正がまたれるが、さしあたり以下の論点を提示しておこう。bauerを頂点とする位階を螺旋的に昇って行く生活サイクル奉公人は、少数の生涯奉公人をスケープゴートにして、bauerとの間にアイデンティティにおける強固な連続性を持っていたと想起される。一九世紀末以来のオーストリア農村部におけるキリスト教社会党の「独占」は単に政策の特徴に求められるものではなく、安定的な位階上昇経路を確保する農村日常生活システムの中こそ理由があるのではないだろうか。

要請されているのは政治文化と日常生活を結合する視点なのである。

●シンポジウム—講演・報告要旨： 「歴史と環境—人と自然の関係史」

基調講演：

「歴史と環境」

堀越 孝一氏

サンスクリット語やギリシア語、ラテン語ゲルマン語のゴート語などでは「牛」や「車」をいう言葉に共通性が見られる。それが「海」については見られない。ユーラシア大陸のカスピ海の北方の草原に住んでいた人間集団は「牛」を飼い、「車」をころがしていた。それがかれらは「海」を見たことがなかった。だからかれらが紀元前二千年紀の初め頃、東西に移動していった、それぞれの先で、「海」は言葉になった。そう考えると説明がうまくいく。自然環境と人間社会のかかわりの歴史的経緯が言葉の歴史に反映している。

マルク・ブロックは、その著『封建社会』において、十一世紀から十二世紀、「大開墾」の動きをいうのに、「森林」を「フォーレ」といいまわしているが、これには問題がある。むしろ、いまは小さな森陰ほどの意味合いで使われているが、「ボカージュ」の方が、この時代の言葉遣いとしては適切である。十二世紀の文章では形容詞にも使われて、「森のけだもの」というようなイメージも作る。いま「ボカージュ」には、まさか猪は棲息していないが。

一一一七年の日付をもつアンジュー伯の寄進文書に「ロンゴネーの森におけるエルバージュ」をある尼僧院に寄進すると読める。「エルバージュ」は森で採取される薪や草葉に対する権利をいって、おおづかみにいえば森の自由用益権である。この「森」はラテン語で「フォレスタ」と書かれている。「フォレスタ」は、それは狼や猪も棲息してはいたろうが、アンジューのような農業の先進地帯にあつては、管理された「ボカージュ」に轉身していた気配がある。

『ロランの歌』をはじめとする「武勲詩」、「騎士道物語」などの文学資料を見ると、「ブエ」「ガウ」など「森林」をいう言葉に対して「ブル」「ブルス」など、森林の縁の木立、茂みをいう言葉が、「フォーレスト」とともに出現している。自然環境が人間集団の手で管理され、「里山」的環境を作っていく。歴史の中に環境を見る、環境の中に歴史を見る眼差しが、言葉の歴史の中に要請されている。

「イール・ド・フランス」、フランスの島という言葉遣いもまた、人間と自然環境の交渉を測るのにおもしろい。この言葉遣いにはとりわけ地政学的な言葉の力学が働いている。

「パリ住人の日記」に、一四四〇年前後からこの言葉が出る。一四二〇年代から一四三〇年代にかけて、フランス王家はノルマンディーのランカスター政権と、ウェーズ（オワーズ）川とその支流エーン（エーヌ）川流域に南進を図るフランル（フランドル）・アルトウェ（アルトワ）のブルグーン（ブルゴーニュ）政権と角逐を繰り返してきた。一四三五年、アラス条約によってブルグーン家と協定を結んだフランス王家は、北フランスにおける勢

力圏を確定した。それが西はノルマンディー、北から北西にかけてヴェルマンドゥエ・ピカルディーにかこまれる「イール・ド・フランス」である。

これにセーン（セヌ）水域の河川運輸の問題がからむ。「塩」を事例にとって考えるとおもしろい。ペトゥー・サントンジユの大西洋岸に産する塩は、海路、ブルターニュ半島をまわってセーン河口に運ばれ、ルーアンではしけに積み替えられて、セーン中流のパリに運ばれた。さらにウェーズ、エーン、マールン（マルヌ）、イーオン（イオンヌ）、オーブといったセーン支流の水系へ「塩の道」が通じていた。十四世紀なかばからフランス王家の「塩専売」が仕掛けられていて、この「塩の道」に「王の塩倉庫」が建ちならんだ。

「パリの住人の日記」の一四三二年の記事に、セーン凍結の話が書かれていて、マントに山積みになった「ブドウ酒やムギ、ラル（脂身たっぷりの豚肉）、卵、チーズなど」が上流に運べなくなった。なにしろ倉庫代が大変で、破産した商人たちがゾロゾロ出たと書いている。

「塩」を筆頭として、物産は川筋を運ばれた。マントはノルマンディーから「ラ・フランス」へ入った、その入り口の町である。セーンの大動脈をマントから先、扇状にひろがる「川の道」、パリの住人のイメージづくりに、「ラ・フランス」は水に囲まれた「島」だった。

個別報告：

「中国古代の山林藪澤—人間は自然環境をどう見たか—」

村松 弘一氏

本報告は今回のシンポジウムのテーマ「歴史と環境—人と自然の関係史」に関して中国古代史の立場からいくつかの事例を挙げながら全体討論のための基礎的考察をおこなうことを目的とする。シンポジウムの趣旨説明にもあるように「里山的環境」を軸として検討をすすめることとなるが、そのためにここでは「山林藪澤」と総称される自然環境に焦点をあてることとしたい。山林藪澤はこれまでの中国古代史研究のなかで、古代帝国の経済的基盤を支える場として重視されてきた。とくに山林藪澤の公田化が皇帝権力を支える財政的基盤であったとする説はいまだに重視されている。しかし、そういった古代帝国論のなかで指摘される人間と山林藪澤との関係はそれらの関係性の一部をとりあげたに過ぎない。これまでの研究では山林藪澤とはどのような自然環境を指すもので、人間がそれとどのようにかかわったのかという問題について、ほとんど論じられてこなかった。そこで本報告では「人間の山林藪澤へのかかわりかた」に焦点をあててみることにしたい。

報告ではまず山林藪澤とは何を示すのかについて考察する。とくに、澤は源流に近い山間部の谷川という日本の澤（さわ）を意味するのではなく、水がたまった湿地を多く含む自然環境を示す。当然のことながら湿地の周囲には保水のための森林が分布している。また、澤の形成には山間部から平原部への出口で自然堤防からあふれ出た場合と、平原を流れる河川が丘陵部に遮られたものがあり、どちらの場合でも澤の周囲には山岳・丘陵が存在する。つまり、山林藪澤とは山や森林、湿地を含む複合生態系をあらわすと考えてよい。では、そういった自然環境を示す山林藪澤にたいして、古代の人々はどのようにかかわったのだろうか。報告ではとくに里山・里地・奥山といった概念を利用して、人間と山林藪澤との距離とその見方（認識）に着目したい。それは、以下のように三つに分類できる。

①人間に近い自然：『礼記』・月令や敦煌懸泉置の『月令詔條』、龍崗秦簡の禁苑律などにみられるような農業社会と深い関わりをもつ山林藪澤で、「里山」にあたる自然環境と言ってもよい。また、皇帝が全国に所有する苑囿や祭祀の場、徴税対象としても機能した。

②人間に近いが、国家権力の及ばない自然：王朝転換期における反乱の拠点や俗世と乖離した人々の生活の場として機能した山林藪澤。陳勝や劉邦が蜂起した大澤などがこれにあたる。そこは反権力の象徴で、農業を軸に支配した国家権力の手が届かない自然であった。

③人間と離れた自然：日常的に人間がかかわるような山林藪澤ではなく、『山海経』に描かれるような奇怪な動物のあらわれるような魑魅魍魎の世界。中国古代の「奥山」と考えてよい。

以上のようにとらえるならば、山林藪澤と人間とのかかわりかたは両者の距離によって

多様であり、「中国」というまとまりのなかであっても国家や人間の力の及ばない自然も存在していたのである。

上記の報告の後、当日の討論では山岳修行者はどのカテゴリーに含まれるのか、木村正雄氏の言う農民反乱が発生した第二次農地と上記の②との関係はどうかなどの質問がフロアから提出された。的確な返答ができたかはわからないが、今後はそういった問題についても論じて行く必要を強く感じる事ができた。

従来までの日本古代史研究において、人々の暮らしていた環境の問題、そして様々な自然災害に遭遇した人々がどのようにしてこれを克服してきたかという視点は、あまり重視されることはなかった。しかしながら、現在私たちは未曾有の地球規模の環境問題や自然災害に直面しており、このような深刻な状況がひとつの契機となって日本古代史研究においても、環境史・災害史といった視点が重視されつつあることは、日本古代史のみならず今日の歴史学が、現在そして将来の生活に直結する学問であるということを、改めて認識させてくれた。

ところで、武蔵国をはじめとする関東地方では、9世紀すなわち平安時代以降、丘陵地域に集落が形成されはじめることが指摘されている。その背景として筆者はかつて、①各集落（ひいては村落）における人口の増加（居住地の狭小化）、②各集落（村落）における人口の増加に伴う耕作地及び開発可能な土地の不足、③旧来の村落構造の解体（村落内における旧来からの村落首長の個別経営に代わる新興の個別経営の台頭）、等の要因を想定したが、近年、これに加えて環境史・災害史的な視点にも立って再検討してみたところ、④弘仁9（818）年に東国を襲った大地震、⑤ロットネスト海進にみられる地球規模での温暖化に伴う旱魃や海面上昇等の自然災害、等もまた大きく影響していたことが明らかになった。

そもそも平安期の東国の丘陵地域は、まだ人々の日常生活に深くかかわる「里山」にはなりえていなかったのであり、人々は、人智を超えた環境の変化や災害に遭遇した後、必要に迫られて丘陵地域への居住を開始したのであった。建暦2（1212）年に成立したあの鴨長明の『方丈記』にも「又養和のころとか、久しくなりておぼえず。二年が間、世中飢渴して、あさましき事侍りき。或は春夏ひでり、或は秋、大風、洪水など、よからぬ事どもうち続き、五穀ことごとくならず。むなしく春かへし、夏植うるいとなみありて、秋刈り冬をさむるそめきはなし。是によりて国々の民、或は地をすてて境をいで、或は家を忘れて山にすむ」という記述があり、鎌倉時代初期においても、「山」は飢饉の際に「家を忘れて」逃れる場所であった。なお、このような丘陵地域における人々の暮らしの精神的支柱となったのは、古代東国の人々の間に急速に浸透した神仏への信仰であったことも近年明らかにされつつある。

いずれにしても、日本古代史研究は今ようやく環境史・災害史の視点を持ち合わせたばかりである。今回の報告では、このような研究の現状を整理するとともに、今後課せられた課題を考えてみたい。

「世紀転換期ドイツの都市とガルテン—近代都市における身近な自然環境の変容—」

穂鷹 知美氏

工業化・都市化が急速に進んでいく一九世紀のドイツでは、都市と自然環境との関係も大きく変化した。それまでの生活で身近にあった都市周辺の自然環境は急速に姿を消していき、従来そこから摂取されてきた食糧や燃料など、都市に必要な生活物資は、ドイツ国内外の鉄道網の発達に伴い、次第に遠隔地からの供給に依存するようになっていった。しかしその一方、自然環境を都市の中に、これまでとは違う脈絡で積極的に取り入れようとする新たな動きも展開していった。

本発表では、一九世紀以降のドイツの都市におけるこのような自然環境の再配置の過程を、都市に古くから存在するガルテンという、造園的手法で人為的に整備する自然環境の形の変化に注目して、考察していく。特にガルテンの形が大きく変容する一九世紀から二〇世紀にかけての世紀転換期が議論の中心となる。

一九世紀以降の都市では、とりわけ公共緑地とクラインガルテン施設という二つのガルテン形態が顕著に発達した。公共緑地は、都市の美化、教育、衛生上の観点から重視されるようになり、地方自治体の手により、本格的に整備されるようになっていった。世紀転換期には、公共緑地が量的に拡大しただけでなく、その内容にも大きな変革が試みられた。利用対象者を、都市で多数を占めるようになった労働者にまで拡大し、その新しい利用者の需要や健康強化に見合うように公共緑地の形状を刷新し、また、公共緑地の都市全域の偏りを是正する、という改革構想が、各地の緑化行政機構でみられた。クラインガルテン施設とは、住居から離れた場所に設置された、通常、賃貸制の小区画園芸用地の集合施設のことで、都市での庭を持つことへの強い関心や、余暇活動の場に対する需要の高まりを背景に、特に一九世紀末から、ドイツの各地の都市で設置が進んだ。クラインガルテン施設のなかには、個々の小区画での園芸用地のほかに、子供用の運動場を備え、また家族で参加できるさまざまな年間娯楽行事を催すものも多く、単なる庭での個人的な余暇活動だけでなく、複合的な新しい緑地の形として、都市に定着していった。

このようなガルテンの新たな展開は、近代以降の都市の日常生活における、自然環境に対する姿勢を示しているといえよう。都市の自然環境を、都市の需要と供給のシステムのなかで処理される消費文化財のように、社会の複雑な需要にあわせて、その都度、整備・配置する対象とみなす傾向が顕著に強まった。

人間社会と自然との関係を考えるひとつの手がかりとして、今回のシンポジウムで共通テーマとして掲げられた「里山」の思想から、近代以降の自然環境との関係が、いかに大きく隔たったものとして展開してきたのかを、ドイツの都市において身近な自然環境であったガルテンの変容をみていくことで、明らかにしていきたい。